【ピピットガチャ®について】

●概要

・商品名:ピピットガチャ®

・提供方法:レンタル

●マシン仕様

- ・本体サイズ:約660 mm(高さ)×330 mm(幅)×400 mm(奥行)
- · 重量:約8.5kg
- ・対応カプセル: φ48 mm~ φ75 mm
- ・推奨カプセル収容数: ϕ 48 mm・・・100 個、 ϕ 65 mm・・・50 個、 ϕ 75 mm・・・40 個 %収容部の 8 割程度を目途に補充をお願いいたします
- ・対応硬貨:なし
- ・対応決済サービス:PayPay / 楽天ペイ / LINE Pay / d 払い / au PAY / メルペイ / 銀行 Pay(ゆうちょ Pay など) / WeChat Pay / Alipay

※任意の決済サービスへ限定も可能

※ピピットガチャ用オリジナル QR コードでの認証も可能

- ・電源:必要(消費電力量計 4W)
- ・回線:4G回線(携帯の電波がつながる場所)
- ・設置可能場所:精密機械のため、雨や埃が防げる屋内でご利用ください

●セット内容

- ・ピピットガチャ 本体
- ・部品ポーチ(カプセル補充用鍵・AC アダプタ・マニュアル・返送用伝票)

【料金】

ご利用条件に応じて、都度お見積りいたします。なお、ご利用に際し、延長・延滞があった場合、上記料金とは 別途以下の費用が発生いたします。

- ●延長料金:30,000 円/1 日 ※消費税別途
 - …ご利用2日前~ご利用開始前日までに延長をお申し出いただいた場合にお支払いいただく料金です。
- ●延滞料金:40,000 円/1 日 ※消費税別途
 - …レンタルご利用開始後のお申し出による延長、またはレンタル期間後のお申し出なく返却期限を過ぎてご返却が確認出来ない際にお支払いいただく料金です。
- ※延長をご希望されても、その後のご予約状況によりご要望に添いかねる場合がございますので、予めご了承ください。

【キャンセル規定】

出荷日の7営業日前の昼12時までにご連絡ください。

以降のご連絡の場合、以下のキャンセル料が発生いたします。

なお、上記期限までにご連絡をいただいた場合でも、「出荷が完了している場合は往復送料」、「装飾の製作が開始されている場合は装飾費用」等を全額ご負担いただきます。

《キャンセル料金》※消費税別途

出荷日から	7 営業日前の 昼 12 時までに連絡	3 営業日前連絡	1 営業日前連絡	当日または 出荷後連絡
キャンセル料金	なし	筐体レンタル料金の 20%	筐体レンタル料金の 30%	全額
装飾費用等※3	全額	全額	全額	全額
往復送料	なし	なし	なし	全額

- ※1. キャンセルまたは注文内容の変更をする場合、自然災害等、如何なる不可抗力による場合といえどもキャンセル規定に従うものとします。
- ※2. 複数台レンタルでチャーター便発送の場合、チャーター便の都合上、1 営業日前キャンセル連絡でありましても往復送料全額をご負担いただく場合がございます。
- ※3. 装飾費用等は、製作が開始されていた場合、全額ご負担いただきます。
- %4. キャンセルのご連絡は、平日 $9:00\sim17:00$ とさせて頂きます。17:00 以降のご連絡は翌営業日扱いとなります。
 - (例) 出荷前日 18:00 にご連絡をいただいた場合、出荷当日連絡扱いとなります。
- ※5. キャンセルを希望する場合の通知方法について、緊急の場合はお電話でもお受けいたしますが、確認の為に同日中に必ず書面、又は電子メール等でご通知頂きますようお願いいたします。

【配送について】

- ●送料:お届け先住所、発送する曜日/時間帯によって変動いたします。
- ●配送:お届け希望日は必ずご指定ください。
 - ※配送業者都合による遅延事由でのキャンセルやご返金は対応いたしかねます。

予め、早めのお届け日設定をお願いいたします。

- ※イベント会場等の特殊な場所への配達・土日祝日、深夜早朝など営業時間外の配達は、事前に(お申 込み前に)ご相談ください。
- ※配送業者の指定がありましたら事前にお知らせください。
 - 事前にご連絡を頂けずに指定業者以外搬入不可等の配送トラブルによる、追加料金が発生した場合は 別途料金を請求いたします。
- ●返却:当社指定の配送業者へ集荷依頼の上、納品時同封の着払い伝票を貼付してレンタル終了日の翌日までに

ご発送ください。

- ※お届け希望日に必ず平日を指定してご発送ください。
- ※配送業者による事由以外で 終了日の翌日中にご手配頂けない場合は、延滞料金が発生いたします。 ※集荷の時間帯は細かくご指定いただけない場合がございますのでご了承ください。

【筐体への装飾について】

- ●自由に装飾していただいて結構ですが、返却時には必ず納品時の状態に現状復帰してお戻しください。
- ●筐体前面、左上部のロゴステッカーは剥がさないでください。
- ●別費用にてご用意しているアイテムがございます。お気軽にご相談ください。

【筐体トラブル時の対応について】

トラブルが発生した場合は、以下のマニュアルページをお客様にてご確認ください。

ピピットガチャマニュアルページ

https://sites.google.com/sonicjam.co.jp/pipit-manual/

※上記ページ内に記載のないトラブルが発生した場合は、メールまたはお電話でのサポート対応をいたします。 対応時間は10:00~18:00(夏季・冬季休業日は除く)です。トラブルへの出張対応は行っておりませんので予めご了承ください。

【レンタル契約】

(1) 契約の成立

当社がお客様に「御見積書」および本規約を送付し、お客様が当社に対し署名された発注書または発注の旨を記載した電子メールを送信し、当社がメールにてそれを了解する旨の意思表示をした時点で、当社とお客様との間に、本契約および本書に記載された本件サービスの利用に関する規約への合意(以下「本件レンタル契約」といいます。)が成立するものとします。

(2) レンタル期間

レンタル期間は、ご希望のレンタル期間を申告していただき、当社がそれを了解した場合、その期間とします。 レンタル期間の前後1日を着荷日、返送発送日とし、レンタル期間には含みません。

(3) 料金

お客様は、当社の請求に基づき、本レンタルサービスの対価として、当社が別途定める金額に消費税および地 方消費税を加算した額を、当社が定める期日までに、当社が指定する銀行口座に振り込む方法により支払うもの とします。

(4) 設置場所等

- ア 筐体は、原則、防雨、防埃、防砂及び電波受信可能な屋内に設置するものとします。
- イ 筐体は、35度以上の気温、湿度80%以上の状況で使用しないものとします。

- ウ お客様がやむを得ず屋外にて筐体を使用する場合、お客様は、当社に、その旨を事前に相談するものとしま す。
- (5) 禁止行為および遵守事項
- ア お客様は、以下の行為をしてはならないものとします。
 - 1. 第三者への筐体の転貸
 - 2. 筐体の改造及び分解
 - 3. 筐体の浸漬
 - 4. 筐体に指定サイズのカプセル以外のものをいれること
 - 5. 当社指定の AC アダプタ以外のものを筐体に使用すること
 - 6. 筐体の本来の利用目的以外の使用
- イ お客様は、以下の項目を遵守することを保証し、誓約するものとします。
 - 1. 販売条件、商品説明等の表示内容と異なることのない、瑕疵のない取扱商品等の販売、提供を行うこと
 - 2. 取扱商品等の販売、提供対象が法律上その他合理的な理由により、日本国内に居住する者に限られる必要がある場合には、利用者にあらかじめその旨を通知するとともに、利用者が視認できる、目立つ箇所に必ず明示し、適用のある法律その他規制を遵守すること
 - 3. 特定商取引法に関する法律、割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法、消費者契約法等の法令の定めに違反しないこと
- ウ お客様は、以下のいずれかに該当するものを取扱商品等として取り扱ってはならないものとします。
 - 1. 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他法令等の定めに違反するもの
 - 2. 現金、商品券、印紙、切手、回数券、プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高いもの
 - 3. 犯罪行為を惹起するもの
 - 4. 生命または身体に危険を及ぼすおそれのあるもの
 - 5. 猥褻性のあるものまたは通常人に嫌悪感をおぼえさせるもの
 - 6. 事実誤認を生じさせるものまたは虚偽であるもの
 - 7. 第三者の著作権、商標権、意匠権、特許権その他知的財産権を侵害するもの
 - 8. 利用者その他第三者の権利、財産、プライバシー等を侵害するもの
 - 9. その他公序良俗に反するものまたは利用者に販売、提供する商品、サービスとして不適切であると当社が判断するもの
 - 10. 当社が不適当と認めたもの
- エ 当社が、取り扱う商品等について報告を求めた場合には、お客様は直ちに報告を行うものとし、当社が前項 各号のいずれかに該当すると判断した場合には、お客様は直ちに当該商品等の販売、提供を中止するものと する。
- (6) 契約不適合責任
- ア 当社は、お客様に対し、筐体の引渡し時において、筐体が正常な性能を有していることを保証します。
- イ 筐体が正常な性能を有さないことが原因で、その使用が著しく困難である場合、当社は、お客様に対し、当 社の送料負担にて、当該筐体に代えて、正常な性能を有する筐体と交換いたします。なお、当社は、お客様 に対し、交換を原因として筐体を利用できなかった期間相当のレンタル料をお返しいたします。この場合で

あっても、当社は、お客様に対し、筐体が正常な性能を有さず、その使用が著しく困難であることを原因と して発生した一切の損害を補償いたしません。

(7) 支払遅延の効果

前条に定める料金を支払わない場合、お客様は、当社に対し、支払日の翌日から支払い済みまで、年利 14.4% (年 365日の日割計算とする)の遅延損害金を料金に加算して支払うものとします。

(8) 責任および免責事項

- ア 万一、当社がお客様に対して損害賠償の責めを負う事態となった場合、原因の如何を問わず、その金額は、 当該損害の発生原因となった本件レンタル契約に関して、お客様が当社に発注した金額のうち、筐体本体の レンタルに係る費用を上限とします。
- イ 天変地異、戦争、内乱、暴動、停電、通信設備の事故、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・ 指導、その他レンタルの妨げとなる措置、その他当社の責に帰すことのできない事由により本契約の全部ま たは一部を履行できなかった場合、当社は、その履行できなかった範囲で責任を負わず、本件レンタル契約 上の義務を免除されるものとします。
- ウ 筐体に発生した破損等の場合の対応については、以下のとおりです。
 - 1. お客様の故意・過失により、筐体に破損、損傷、故障等が発生し、その修理が必要な場合、修理にかかる実費をお客様にご負担いただきます。
 - 2. お客様の故意・過失により盗難、紛失等にあった場合、筐体の製造費をご負担いただきます。
 - 3. お客様の故意・過失によりレンタル中の筐体に故障が発生した場合、故障を原因とした筐体使用不能期間におけるレンタル利用料のご返金はございません。なお、お客様が、筐体の故障修復期間において、別途の筐体のご利用を希望される場合には、別途のレンタル料金にて筐体を貸し出します。
 - 4. お客様の故意・過失によらず筐体に破損、損傷、故障等が発生した場合(筐体輸送中における破損、損傷、故障等が発生した場合を含む。)、の対応については以下のとおりです。
 - (ア)お客様は当社に対し、直ちにその旨を報告するものとします。
 - (イ)当社がお客様から(ア)の報告を受けた場合、当社は、お客様に対し、別途の筐体をお送りします。
 - (ウ)(ア)の報告から別の筐体が届くまでの期間について、当社は、お客様に対し、当該期間に係るレンタル料金を請求いたしません。
 - 5. 筐体の利用者により、それに破損、損傷、故障等が発生した場合、1.と同様の処理となります。
- エ 当社の定める筐体使用環境に合致しない環境にて筐体の使用に問題が出た場合、当社はその責任を負わないものとします。

(9) 確認事項

- ア 当社は、当社が提供する決済サービスによって、お客様の販売する商品の決済処理を代行します。ただし、 販売主体がお客様であり、当社は、利用者が支払い手段として利用する QR コード決済に係る一切の事項に ついて関与いたしません。
- イ OR コード決済による販売売上についての扱いは以下のとおりです。
 - 1. 販売売上はご指定の口座へ一括入金いたします。
 - 2. 入金サイトは、毎月末締め、翌々月10日(休業日の場合は前営業日)です。

- 3. 決済サービス利用手数料として販売売上の3.5%(税別)、および振込手数料が発生いたします。
- 4. 3の手数料はご入金時に、販売売上から差し引かせていただきます。
- 5. 入金時の振込元は株式会社 funbox です。
- 6. 販売結果の報告及び入金予定金額は利用対象月の翌月15日までに報告いたします。
- ウ QR コード決済を使用して販売を行う場合は、販売価格を利用者が視認できる、目立つ箇所に必ず明示してください。

(10) 返金処理の実施

- ア 返金処理が必要となった場合、当社からお客様に対し付与した適当な権限のあるアカウントに基づき、お客様は、自ら返金処理を行うものとします。
- イ 返金処理の実行可能期限は支払日を含め30日間です。
- ウ 支払日の翌月に返金処理がなされた場合、当社は、翌月の販売売上から返金処理分の金額を差し引いたもの を入金いたします。
- エ 返金処理により販売売上がマイナスとなった場合、マイナス分の金額をお支払いいただきます。
- オ お客様は、アの返金処理について一切の責任を負うものとし、当社は、返金処理によって生じたトラブルに ついて、一切の責任を負わないものとします。
- カ お客様は、自己の責任において返金処理を行うものとし、当社に対して一切のクレームや損害賠償請求等を 行わないこととします。

(11) サービスの提供の中断及び停止

- ア 当社は、以下のいずれかに該当する場合、本サービスのシステム提供を中断することがあります。
 - 1. 本サービスの提供に必要なシステムやサーバー等の設備の一部もしくは全部につき、システム拡張、メンテナンス等を行うためこれらを停止させる場合
 - 2. 本サービスの提供に必要なシステムやサーバー等の設備の障害を補修する場合
 - 3. 第三者からの不正アクセスを受けた場合等、当社が、本サービスを中断する合理的理由が認められると 判断した場合
 - 4. 天災、地変等の非常事態が発生ないし発生するおそれがある場合
 - 5. 当社が利用する電気通信設備の障害等、やむを得ない事由が生じた場合
 - 6. 電気通信事業者が電気通信役務の提供を停止した場合
 - 7. その他、当社が本サービスの提供の全部または一部を中止することが必要であると判断した場合
- イ アの本サービスの提供の中断によって、利用者及び第三者に損害が発生した場合においても、当社は一切そ の責任を負いません。
- ウ アの 1~2 により本サービスの提供を一時的に中断する可能性がある場合は、原則として月曜日の 21 時~翌 6 時の間に作業を行うものとし、事前にお客様に通知するものとします。ただし、アの 3~7 のような緊急またはその他やむを得ない事由が生じた場合はこの限りではないものとします。

(12) 秘密保持

ア お客様および当社は、相手方の書面による事前の同意を得た場合を除き、本件レンタル契約を通じて知り得た相手方の営業秘密(不正競争防止法第2条第6項に定めるものをいいます。)であって、開示にあたり相手方が秘密である旨を明示した情報(以下「秘密情報」といいます。)を、秘密として保持し、第三者に開示、提供、漏洩し、また本件レンタル契約の履行以外の目的に使用してはならないものとします。なお、秘密情

報の開示方法は、文書、口頭、電磁的記録媒体、電子メール等その態様を問いません。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、開示者へのすみやかな通知を行うことを条件として開示することができるものとします。

- イ 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、秘密情報に当たらないものとします。
 - 1. 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - 2. 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - 3. 開示の時点で公知の情報
 - 4. 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
- ウ 当社およびお客様は、相手方が請求した場合、その指示に従い、秘密情報(秘密情報の複製物も含む。)を相 手方に返還又は破棄するものとします。

(13) 契約の解除

当社又はお客様は、次の条項に該当する場合、書面により当該違反状態を是正するよう催告するものとし、当 該催告後相当期間が経過してもなお是正されない場合には、本件レンタル契約を解除することができるものとし ます。ただし、ウ~オの条項に関しては、何らの催告なしに契約を解除することができるものとします。

- ア 相手方が、本規約に反したとき。
- イ お客様が、レンタル料などの支払いを怠ったとき。
- ウ 相手方が、営業を廃止したとき。
- エ お客様が、仮差押・強制執行・手形交換所の不渡処分・公租公課の 滞納処分を受け、または破産・民事再 生・会社整理・会社更生・特定調停の申し立てをしたとき。
- オ お客様が故意または重大な過失により、物件に修理不能の損害を与えまたは滅失したとき。

(14) 反社会的勢力の排除

当社及びお客様は、それぞれ相手方に対し、次の各項の事項を確約します。

- ア 本件レンタル契約時において、相手方(特別利害関係者、代表者、役員、その配偶者および二親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社ならびに関係会社および役員・重要な使用人・重要な株主または主要な取引先・上記に挙げる者のほか、経営を実質的に支配している者をいいます。)が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- イ 双方が前項に該当するか否かを相手方が判定するために調査を要すると判断した場合、その求めに応じてそ の調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならないものとします。
- ウ 双方が反社会的勢力に属すると判明した場合、なんらの事前の通知や催告その他の手続を要することなく、 直ちに本件レンタル契約を含むすべての契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その債 務の履行を停止、または解除することができるものとします。
- エ 当社が、前項の規定により、本件レンタル契約を解除した場合には、お客様は、当社に対するすべての債務 (本契約による債務に限定されません。)について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて当 社に支払わなければならないものとします。
- オ 当社が、前項の規定により、本件レンタル契約を解除した場合には、当社はこれによるお客様の損害を賠償 する責を負わないものとします。

カ 本件レンタル契約を解除した場合、お客様は、当社からお客様に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

(15) 権利義務等の譲渡禁止

お客様は、当社の書面による承諾のない限り、本件レンタル契約上の地位および本件レンタル契約によって生ずる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならないものとします。

(16) 管轄裁判所

本件レンタル契約に関して生じた紛争については、訴額に応じて東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一 審の専属的合意管轄裁判所とします。

(17) 準拠法

本件レンタル契約の成立、効力、履行および解釈については日本法に準拠します。

(18) 協議事項

本件レンタル契約に定めのない事項、本件レンタル契約に関してお客様および当社間において解釈に疑義を生じた事項については双方誠意を持って協議し、円滑な解決を図るものとします。

- ※「ピピットガチャ」は株式会社 funbox の登録商標です。
- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

〔施行・改訂〕 2021年2月5日初版 2023年6月1日改訂